

保証債務を履行するための資産の売却

Q : 私は、親しい友人の債務を保証していたことから、保証債務を履行することになり、土地を売却して支払に充てることを検討しています。この場合、主たる債務者に支払能力がないときは譲渡所得は非課税になると聞きましたが、本当ですか？

A : 保証債務の履行に伴う求償権の行使ができないときは、その行使できない部分について譲渡がなかったものとみなされます。

【解説】

保証債務を履行するために資産を譲渡し、その譲渡代金の全部又は一部が保証債務の履行に充てられ、その履行に伴って生じた求償権の全部又は一部を行使することができないこととなったときは、その譲渡した資産の譲渡所得のうち求償権の行使ができないこととなった部分の金額については、譲渡所得の計算上なかったものとみなされます。

なお、この特例は譲渡所得の計算上の特例ですから、棚卸資産の譲渡その他営利を目的として継続的に行われる資産の譲渡による所得に対しては適用を受けることができません。

ご質問の場合には、土地を売却して保証債務の履行に充てられるということですから、求償権の行使ができない部分について譲渡がなかったものとみなされます。なお、債務保証をした時点で、すでに債務者に支払能力がなく、保証債務の履行が確実であり求償権の行使不能なものは、債務者に対する利益供与となりますので、この特例の適用を受けることはできません。

